

福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）
補助金 公募要領（設備導入）

福島県エネルギー課
令和4年9月26日

1 本事業の目的

この公募要領は、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素×復興まちづくり推進事業）交付要綱（令和4年4月1日付環循事発第2203291号。以下、「環境省交付要綱」という。）第14条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地域における再生可能エネルギー活用の普及を図り、福島での脱炭素社会と福島の復興まちづくりの両方の着実な実現を図ることを目的とする。

2 補助金の申請にあたって

本補助金の執行は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。）、その他法令、環境省交付要綱、脱炭素×復興まちづくり推進事業実施要領（令和4年4月1日付環循事発第2203291号）、福島県自家消費型福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）交付規程（以下、「交付規程」という。）、本公募要領及び、環境省所管の補助金等に係る事務処理手引等に定めるところによる。

本補助金の申請にあたっては、予めこれらの規程を十分に理解した上で申請すること。

[1] 申請者が福島県に提出する書類には、如何なる理由があっても虚偽の記述を行わないこと。応募書類に虚偽の内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の交付の取消等の措置をとることがあり、支払い済の補助金の返還を命じる場合がある。

[2] 福島県から補助金の交付決定等を通知する前（交付決定日前等）において、契約等を行った経費については、原則として補助金の交付対象とはならないため留意すること。

[3] 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業実施中又は完了後に必要に応じて現地調

査等を実施する場合がある。

[4] 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について福島県知事（以下、「知事」という。）の承認を受けなければならない。

なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続きについては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会第080515002号大臣官房会計課長通知。）に準じて行うものとする。

[5] 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法の第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

3 補助対象となる事業

本補助事業の対象は、(1)(2)に定める要件等を満たす事業とする。

(1) 対象事業

補助金の交付の対象となる自立・分散型の再生可能エネルギーシステムの設備等導入を行う事業は、以下に示す事業とする。

自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー利用設備導入を行う事業。

(2) 対象要件

補助金の交付の対象となる事業は、アからキまでのすべての要件を満たす者とする。

ア 構想等に沿って事業を実施すること。

- ・ 申請者は、「公募要領様式 第2号 申請者構想等説明書」に必要項目を記入し、申請時に提出すること。
- ・ 申請時点では構想等はないが、令和7年度までに作成予定である場合は、申請者は「公募要領様式 第2号 申請者構想等説明書」に構想等の作成予定時期と予定する内容を記入すること。

イ 申請者が民間事業者等の場合は、上記アに加え、当該事業者が構想等に基づく取組であることについて市町村に確認を受けていること。

- ・ 申請者は、事業を実施する場所に所在する市町村に対し事前に事業を説明し、構想等（令和7年度まで策定の予定含む）に基づく取組であることの確認を受けること。

ウ 持続的な運営体制と維持管理体制等を有すること。

エ 採用設備に関する脱炭素を実現する等の先進性と、優れた費用対効果を有すること。

オ 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること。

- ・ 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。

カ 交付規程の別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

キ 本事業の補助により導入する設備等について、国から他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を

含む。)を受けていない事業であること (FIT : Feed-in-Tariff、FIP : Feed-in-Premium 制度による売電を行わないものであることを含む。)

4 本事業の申請者

(1) 申請者の要件

本事業の申請者の要件は、以下のものとする。

ア 福島県内の市町村

※ 構想等に基づき申請する市町村に限る。

イ 民間企業等

※ 事業実施場所の市町村の構想等に合致していることを、市町村から確認を受けたいで申請する民間企業等に限る。

(2) 共同申請の要件

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、補助事業に参画するすべての事業者が「(1) 申請者の要件」に該当することが必要となる。

ア 2者以上の事業者のうち代表者が補助金を申請し、交付の対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得するものに限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令又は本規定に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

イ 代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となるほか、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行う。

5 補助対象設備

(1) 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- ・「自家消費型再生可能エネルギー発電設備」とは、自家消費を目的として、対象設備において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及びこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として、永続的に利用することができるものと認められるもの等を電気に変換する設備を指す。
- ・「自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備」とは、自家消費を目的として、対象施設において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽熱、バイオマス熱、その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等）を利用する設備を指す。
- ・本事業における「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を指す。
- ・「水素エネルギー利用設備」とは、実質的に再生可能エネルギー由来の電気等で水を分解して水素を製造、貯蔵し、それを燃料として燃料電池で電気と熱（温水を含み、システム内利用も可。）を供給する設備を指す。
- ・「蓄電池」とは、電気エネルギーの貯蔵・放出を繰り返し行えるものであり、ECHONET Lite 規格に対応するものを指す。
- ・「水電解装置」とは、水に電圧をかけることで水を化学分解する装置であって、スタックがアルカリ型又は固体高分子膜型のものを指す。
- ・「水素貯蔵タンク」とは、圧縮カードル、水素吸蔵合金、液化タンク等の水素を貯蔵することができる容器を指す。
- ・「給水タンク」とは、水貯蔵タンク、供給ポンプを指す。

(2) 補助対象設備

表1に掲げる設備で、必要かつ当該事業にのみ利用する実用段階にあるものに限る。

なお、導入される設備は地震および台風等による災害時にも破損等による使用不能な事態とならないよう、最大限の対策を講じること。

表1 補助対象設備一覧

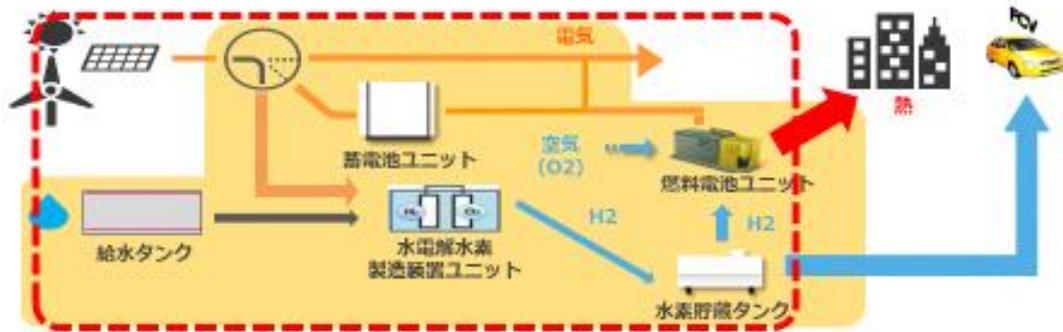
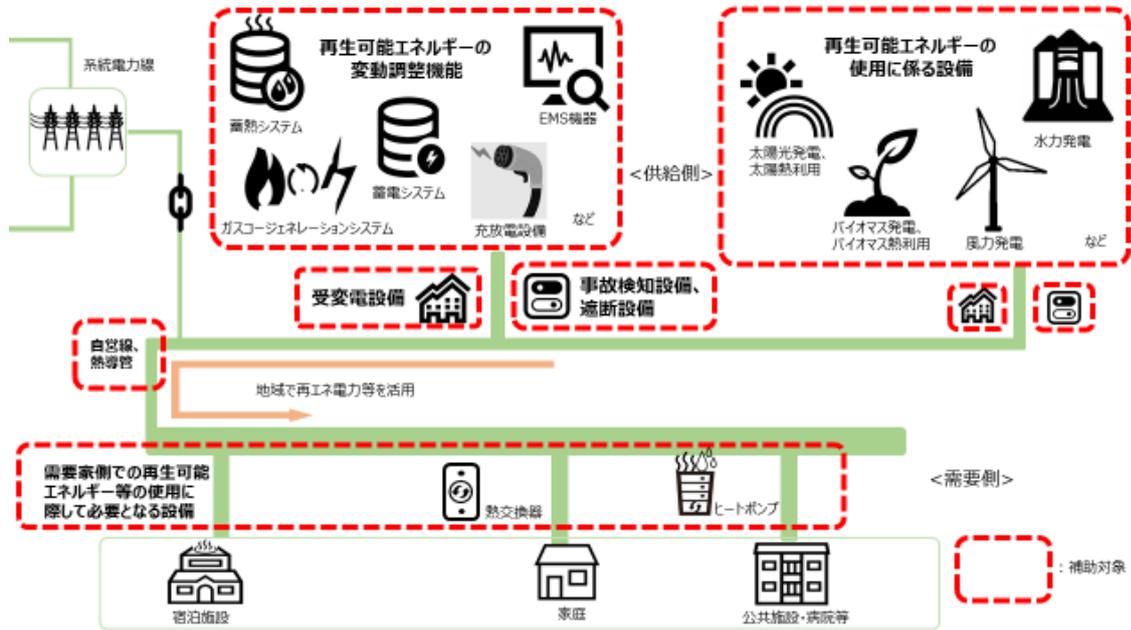
区分	補助対象設備	要件及び摘要
<p>自家消費型再生可能エネルギーの使用に係る設備</p>	<p>自家消費型の再生可能エネルギー由来の熱利用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱利用 ・バイオマス熱利用 ・その他温度差エネルギー利用(地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等) 	<p>①太陽熱利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。 <p>※ただし、追尾型の集光型太陽集熱器で、既に規格・基準を取得したものについては補助対象とし、その集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直約影面積の総和とする。</p> <p>②バイオマス熱利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率が60%以上であること。 <p>※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。</p> $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$ <p>G: バイオマス依存率 (m3N/h 又は kg/h) H: バイオマス低位発熱量 (MJ/m3N 又は MJ/kg) I: バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m3N/h 又は MJ/kg) J: バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m3N/h 又は MJ/kg)</p> <p>③その他温度差エネルギー利用(地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱供給能力が、温水、冷水共に0.1GJ/h (24Mcal/h)以上であること。 ・地中熱利用にあつては、暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。 ・雪氷熱利用にあつては、冷気、水の流量を調節する機能を有する設備であつて、雪氷熱供給に直接的に供される設備であること。
	<p>自家消費型の再生可能エネルギー由来の発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 ・風力発電 ・バイオマス発電 ・水力発電 ・地熱発電 <p>※商用化され、十分に導入実績のあるものに</p>	<p>①太陽光発電</p> <p>②風力発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。 ・設置場所周辺住民の了解を得ていること。 ・環境影響評価はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 <p>③バイオマス発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率が60%以上であること。 <p>※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。</p> $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$

	<p>限る。</p> <p>※FIT・FIP 認定設備または認定取得見込みの場合、補助対象外とする。</p> <p>※コージェネレーションシステムの場合、熱利用設備部分も補助対象とする。</p>	<p>G : バイオマス依存率 (m3N/h 又は kg/h)</p> <p>H : バイオマス低位発熱量 (MJ/m3N 又は MJ/kg)</p> <p>I : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m3N/h 又は MJ/kg)</p> <p>J : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m3N/h 又は MJ/kg)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発電設備のうち、木質バイオマス発電設備及び関連する付帯設備は補助対象外とする。 <p>④水力発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電出力 1,000kW 以下であること。 ・環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。 <p>⑤地熱発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値を順守していること。 ・必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。
<p>需要家側での自家消費型再生可能エネルギー等の使用に際して必要となる設備</p>	<p>暖冷房設備</p>	<p>熱源から温度差エネルギーを利用する熱交換器、ヒートポンプ等とそれらの設備までの配管（一次側）。二次側の配管と冷暖房設備、給湯設備そのものは補助対象外とする。</p>
	<p>電気設備</p>	<p>受変電設備から需要家側の敷地内引き込み線まで。建物内配線、照明設備、エレベーター等は補助対象外。</p>
<p>自営線</p>	<p>自営線</p>	<p>電力ケーブル、電柱、変圧器、分岐・接続設備、電力計の設備等。</p>
	<p>自営線地中化のための設備</p>	<p>溝 : 管路を埋設するための溝</p> <p>管路部 : 電力のケーブルを収容する管路</p>
		<p>特殊部 : 宅地へケーブルを接続・分岐させる箇所</p> <p>引込管 : 宅地へのケーブルを収容する管路</p> <p>地上機器 : 変圧器、電力計などを収容するボックス</p> <p>※共同構は電線共同溝のうち、自営線の負担分を補助対象とする。</p> <p>※電線共同溝は上部構造が水路部材で構成されるものも補助対象とするが、水路部材部分は補助対象外とする。</p> <p>※幹線共同構（水道管、ガス管等が敷設されるような</p>

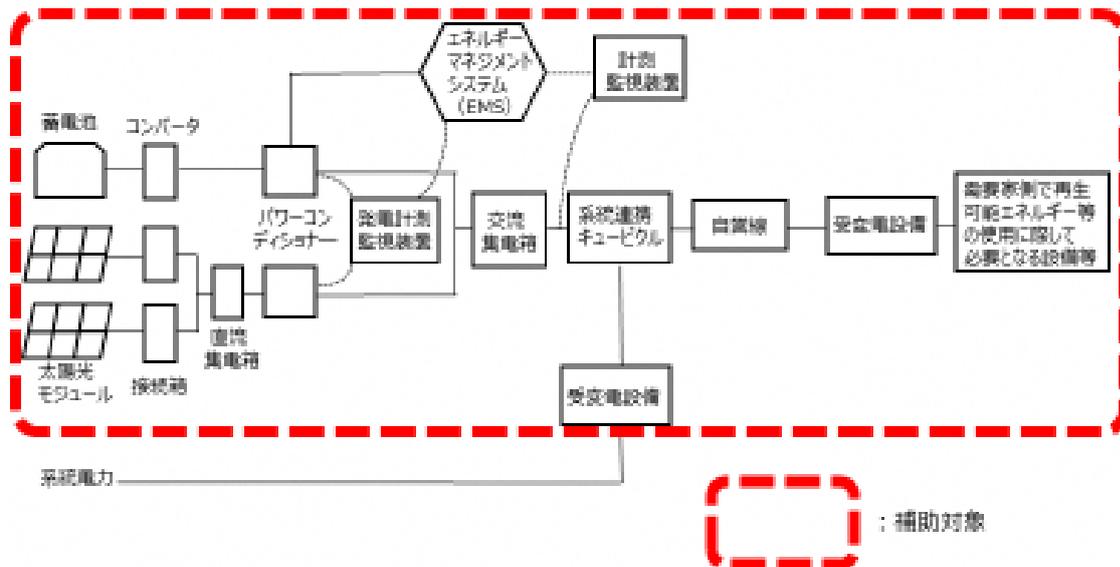
		共同溝)は補助対象外とするが、そこに自営線を敷設するための工事費用は補助対象とする。
	事故検知設備	当該自家消費型再エネシステムにおける地絡等の事故を検知できる設備であること。
	遮断設備	当該自家消費型再エネシステムの構築に必要な設備及びグリッド内送電時の緊急遮断を行う設備に限る。
熱導管	熱導管	
受変電設備	受変電設備 ※商用化され、十分に導入実績のあるものに限る。	・当該自家消費型再エネシステムの構築に必要な不可欠なものに限る。
再生可能エネルギーの変動調整機能	蓄電システム (据置型及び可搬型)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防条例で定める安全基準の対象(4,800Ah・セル以上)となる蓄電システムであること。 ※無停電電源装置(UPS)専用設備は対象外とする。 ・当該自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用するものであって、再エネの発電出力と比して適切な規模のものに限る。 ・再エネ発電設備から電気を優先的に蓄電すること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源は除く。 ・蓄電池、電圧補償装置、整流器等の設備。
	蓄熱システム	
	充放電設備	・エネルギーマネジメント(EMS)機器とセットで導入すること。
	エネルギーマネジメント(EMS)機器	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーマネジメントに必要なハードウェア等の設備。当該自家消費型再エネシステム内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な本体機器、計測装置、監視制御装置、通信機器、ゲートウェイ、モニター装置等。 ・エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等。当該自家消費型再エネシステム内の発電量その他データに基づく需給調整制御に必要な不可欠な、最適計算、制御を行うプログラム等。

	<p>ガスコージェネレーションシステム ※ガスは都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス、水素ガス等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該自家消費型再エネシステムの電力又は熱供給における調整用設備として活用するものに限る。 ・バイオガスについては、バイオマス依存率が60%以上であること。 <p>※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 バイオマス依存率 = $G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$ G : バイオマス依存率 (m3N/h 又は kg/h) H : バイオマス低位発熱量 (MJ/m3N 又は MJ/kg) I : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m3N/h 又は MJ/kg) J : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m3N/h 又は MJ/kg)</p>
<p>水素 エネルギー供給設備</p>	<p>水素を供給する設備、水素を活用する発電設備及び熱供給設備等</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 蓄電池 ② 水電解装置 ③ 給水タンク ④ 水素貯蔵タンク (圧縮水素、水素吸蔵合金、液化タンク等) ⑤ 燃料電池 (改質器付きを除く。) ⑥ 貯湯タンク ⑦ エネルギーマネジメントシステム ⑧ 熱配管 ⑨ その他補助対象施設・設備を運用する上で必要と認められる設備 <p>導入する水素エネルギーシステムは原則として、以下の要件を全て満たすものであることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水素エネルギーシステムは、高い安全性と安定した稼働を要求されるものであることから、エネルギーマネジメントシステム構築のノウハウ又は特許等を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行う必要がある。申請の際には、上記事業者の実績説明もしくは見積書を提出し、要件を満たすことを示すこと。 ② 再生可能エネルギーの変動や負荷側の変化を常に監視し、自動運転するエネルギーマネジメントシステムを実装し、最適なバランスでエネルギーを貯蔵・供給して二酸化炭素の排出削減に寄与するシステムとすること。

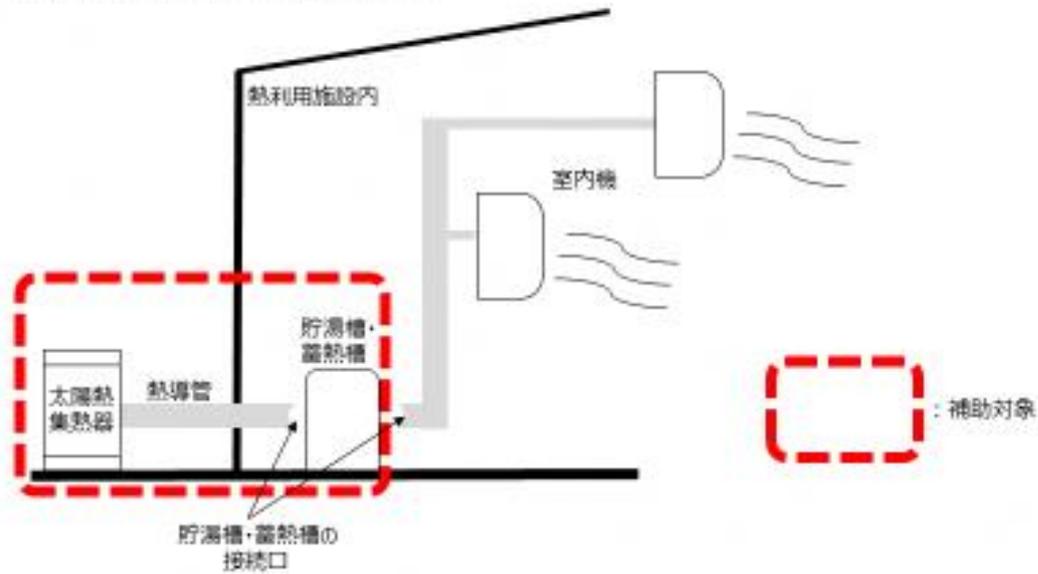
(2) 補助対象設備の範囲



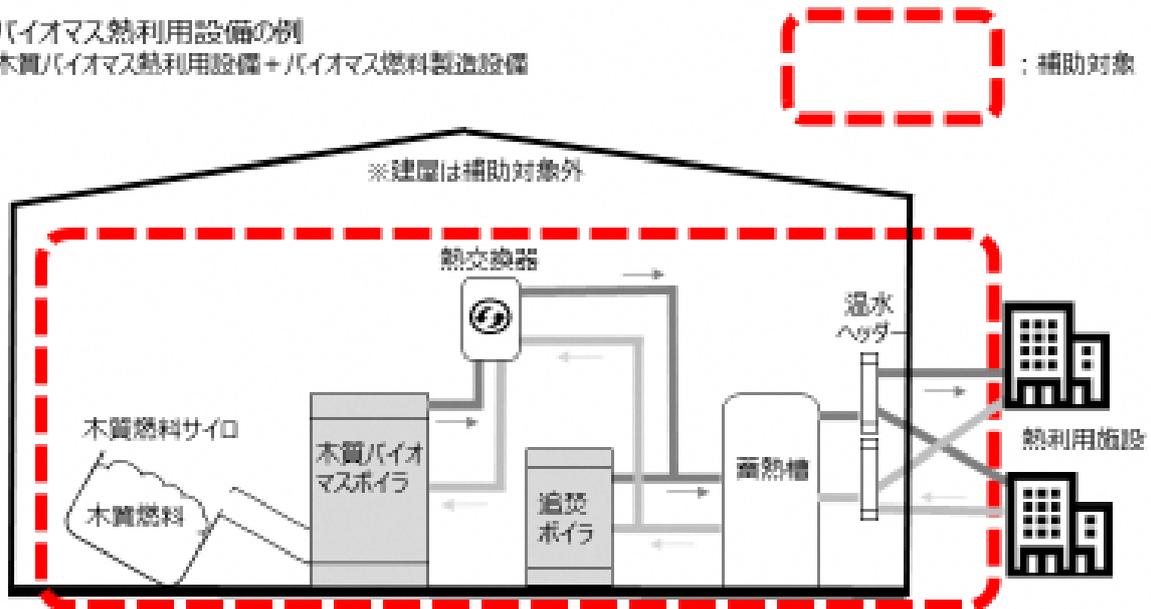
再生エネルギー発電設備+蓄電池の例



太陽熱利用空調設備の例
熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置する場合



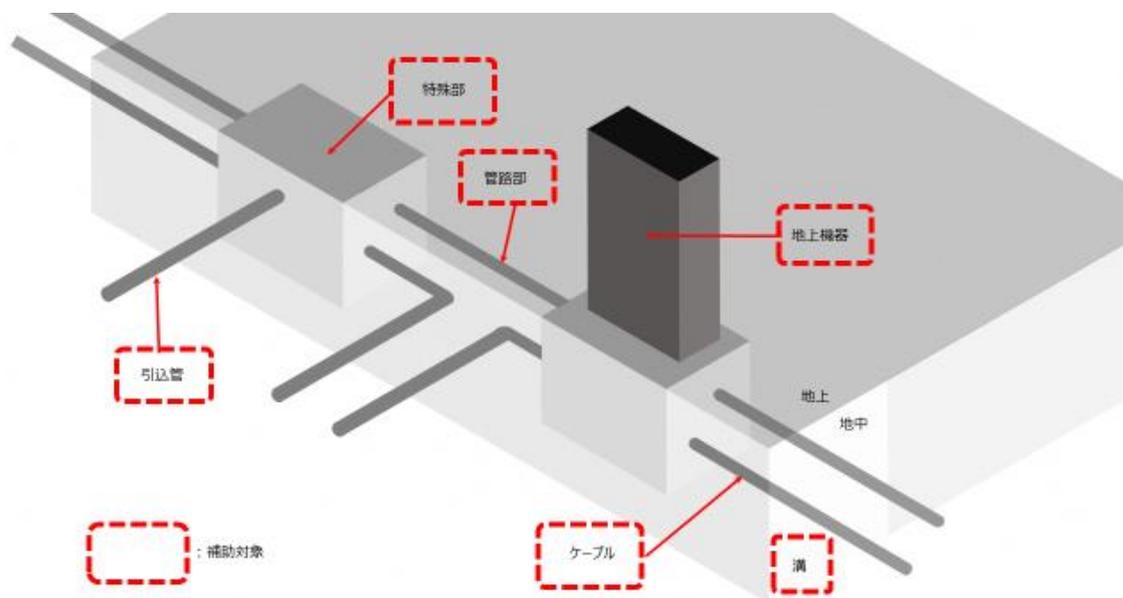
バイオマス熱利用設備の例
木質バイオマス熱利用設備+バイオマス燃料製造設備



※燃料製造設備のみの申請は不可

※熱利用施設内に貯湯・蓄熱槽がある場合はその貯湯・蓄熱槽まで補助対象

自営線（地中化）イメージと補助対象設備



(8) 補助対象経費

事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で知事が認めた経費とする（別表第1、別表第2）。

工事費のうち設計費は、システム設計費、実施設計に要する経費を補助対象とし、事前調査費、基本設計費は補助対象外とする。

<補助対象外の例>

- ・ 不動産
- ・ 土地の取得及び賃借料
- ・ 建屋
- ・ 中古設備の導入
- ・ 予備品
- ・ 撤去費
- ・ 廃棄物処理費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費

6 補助金の交付（上限）額

(1) 上限：26,434 千円

(2) 補助率：表 2 記載のとおり

表 2 自立・分散型の再生可能エネルギーシステムの設備等導入を行う事業の補助率一覧

区分	補助対象設備	補助率
自家消費型 再生可能エ ネルギーの 使用に係る 設備等	自営線、熱導管	2/3 ^{※1}
	太陽光、風力、バイオマス ^{※3} 、水力、地熱発電設備	2/3 ^{※1}
	蓄電システム	2/3 ^{※1}
	太陽熱、バイオマス熱、その他温度差エネルギー利用 (地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱、温泉 熱等) 設備	2/3 ^{※1}
	蓄熱システム	2/3 ^{※1}
	ガスコージェネレーションシステム	1/3 ^{※2}
	需要側で再生可能エネルギー等の使用に際して必要 となる設備 (熱交換機、ヒートポンプ等)	2/3
	これらの設備を運転制御するために必要な通信、制御 機器設備等	2/3
水素 エネルギー 供給設備等	水素を供給する設備、水素を利活用する発電設備及び 熱供給設備等	2/3 ^{※1}
	これらの設備を運転制御するために必要な通信、制御 機器設備等	2/3

※1 設備導入場所が避難解除区域等 (※) である場合の補助率は3/4

※2 設備導入場所が避難解除区域等 (※) である場合の補助率は1/2

(※) 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯
舘村、大熊町、双葉町

※3 バイオマス発電設備のうち、木質バイオマス発電設備及び関連する付帯設備は補助対
象外とする。

7 補助事業期間

事業期間：単年度

原則：交付決定日から令和5年2月28日（火）まで

※ ただし、特段の事情がある場合、県との事前協議により了解が得られたものに限り、令和5年3月31日（金）までとして申請を行うことができる。

8 申請方法等

(1) 申請書類

申請に必要な書類は、「公募要領様式 第1号 申請時提出書類一覧 兼 チェックシート」を確認すること。

なお、様式第1別紙1「実施計画書【設備導入事業】」に記載する二酸化炭素削減効果は、環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（補助事業申請者向け）」（令和29年2月環境省地球環境局）を参照のうえ、「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」より算出すること。

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（補助事業申請者向け）」及び「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」は、以下の環境省URLよりダウンロードして使用すること。

【リンク】 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

また、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メール等にてヒアリングや、追加書類の提出を求める場合がある。

(2) 公募期間

令和4年9月26日（月）から令和年10月20日（木）17時

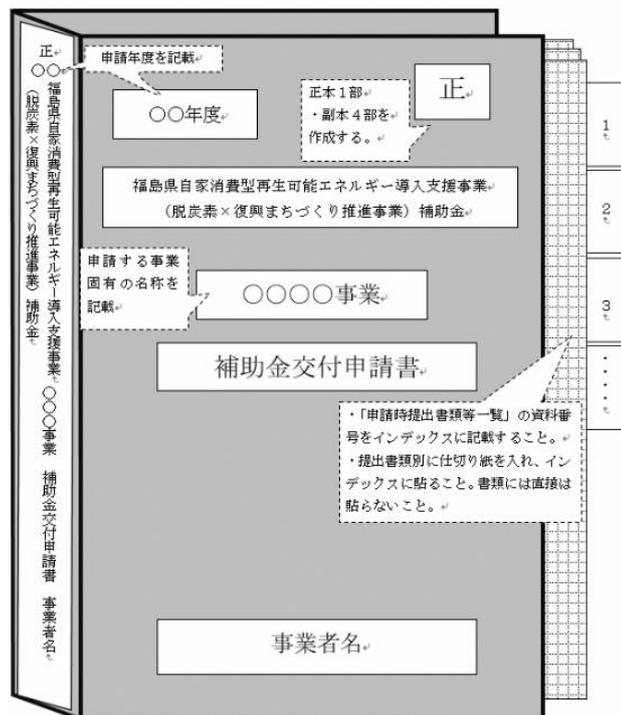
(3) 提出期限

令和4年10月20日（木）17時必着

(4) 申請書の提出方法及び提出先

書類（紙媒体）5部（正本1部、副本4部）を提出すること。書類は2つ穴を開け、提出書類等一覧が指定する番号順にファイリングすること。ファイリングする様式等の間に仕切り紙を入れ、資料番号を記したインデックスを貼ること。また、ファイルの表紙及び背表紙に、本事業名・事業者名・固有の事業名を記載すること。

申請書ファイリングイメージ



加えて、当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部を提出すること（電子媒体には、申請者名を必ず記載すること）。

なお、申請書類は返却しないので、予め控えを取っておくこと。

< 提出方法 >

持参または郵送等により福島県エネルギー課に提出すること。
（郵送等の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

< 提出先 >

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県企画調整部エネルギー課
自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業 担当宛て

(5) 問合せ

< 問合せ受付期間 >

令和4年9月26日（月） ～ 令和4年10月17日（月）17時まで

<問合せ方法>

問合せフォームに質問事項を記入し、送信すること。

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202200229>

メールや電話での直接の問い合わせは不可。

9 対象補助事業の選定方法

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定する。

審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもあるため留意すること。

(2) 審査について

申請者より提出された申請書に基づき事務局において形式審査を行う。

形式審査に合格したものについて、実質審査を行う。実質審査は、審査基準に基づいて厳正に行い、補助事業予算の範囲内で補助事業の採択を行う。

審査会は、令和4年10月下旬～令和4年11月上旬（予定）に、書面審査もしくは審査委員に対する説明及び質疑応答の方法で実施する。

(3) 形式審査項目

- ・ 交付規程・公募要領等に定めた補助対象要件を満たしているか。
- ・ 交付規程・公募要領等に定めた申請書類に不足が無いか、必要な記載があるか。
- ・ 基準値審査：「表3 事業費総額÷耐用年数におけるCO2総削減量（円/t-CO2）基準値」に記載する設備を導入する場合において、基準値を下回っているか。（いずれの基準値も下回らない：基準値を満たさない場合は、実質審査を行わない）

(4) 実質審査項目

「表4 自立・分散型の再生可能エネルギーシステムの設備等導入を行う事業 審査基準・配点」に従い審査を行う。

- ・ 各審査員の合計点の平均が、50点に満たない場合は採択しない。
- ・ 審査項目のうち一つでも0点の項目がある場合は、審査会の協議により合否を確定させる。

表3 事業費総額÷耐用年数におけるCO2総削減量(円/t-CO2) 基準値

再生可能エネルギー発電設備		
	蓄電池なし	蓄電池あり
太陽光発電	87,000	97,600
風力発電	64,400	75,000
小水力発電	97,200	107,800
再生可能エネルギー熱利用設備		
ガスコージェネ	41,000	
太陽熱利用	32,800	
水素エネルギー供給設備		
水素供給	67,000	
燃料電池	99,400	

※ 上記の基準値の考え方

例1: (設備1) 太陽光発電(蓄電池あり) 50,000円/t-CO2

(設備2) ガスコージェネ 45,000円/t-CO2

⇒ (設備1) 太陽光発電が基準値を下回っているため、基準を満たす。

例2: (設備1) 太陽光発電(蓄電池なし) 90,000円/t-CO2

(設備2) 太陽熱利用 40,000円/t-CO2

(設備3) ガスコージェネ 45,000円/t-CO2

⇒ いずれの設備も基準値を下回らないため、基準を満たさない。不採択。

表4 自立・分散型の再生可能エネルギーシステムの設備等導入を行う事業 審査基準・配点

項目	審査項目	加点基準	配点	
1	補助事業の実施及び進捗管理を適切に行う体制		10	
	・ 事業実施に必要な体制が確保されている。	+ 2		
	・ 施工管理の資格者等を配置し、適切な進捗管理が可能。	+ 2		
	・ スケジュールの設定に合理性があり、接続工事等にも余裕がある。	+ 2		
	・ その他、評価すべき項目がある。	+ 1～4		
2	設備導入及びその後の運用までの経済性検討		15	
	・ 耐用年数以内に投資回収が可能。	+ 4		
	・ 設備について複数候補を検討し、経済的な構成を検討している。	+ 2		
	・ 導入後の管理体制について検討されている。	+ 2		
	・ 設備更新等も含めランニングコストを算出している。	+ 2		
・ その他、評価すべき項目がある。	+ 1～4			
3	まちづくりや地域社会へ貢献		15	
	・ 公共性・公益性の高い事業である。	+ 4		
	・ 導入設備が多くの人々の目に触れる。	+ 4		
	・ 上記PR効果が定量的に評価できる。	+ 3		
	・ その他、評価すべき項目がある。	+ 1～4		
4	費用対効果		30	
	・ 事業費総額÷耐用年数におけるCO2総削減量 (円/t-CO2)	10,000未満である。		+ 1 5
		15,000以上、20,000未満である。		+ 1 2
		20,000以上、30,000未満である。		+ 9
		30,000以上、50,000未満である。		+ 6
	・ 同種のシステム構成と比較し、費用対効果が特に高い。	+ 5		
	・ その他、評価すべき項目がある。	+ 1～1 0		
5	波及効果		20	
	・ 導入設備が生み出す年間エネルギー÷事業所の年間消費エネルギー	0.6以上である。		+ 1 0
		0.6未満、0.4以上である。		+ 8
		0.4未満、0.2以上である。		+ 6
		0.2未満、0.1以上である。		+ 3
	・ 複数の再エネを組合せた自家消費モデルである。	+ 5		
・ その他、評価すべき項目がある。	+ 1～5			
6	県内企業の技術や製品等の採用		10	
	・ 県内企業の技術や製品等について	複数採用予定である。		+ 1 0
		採用予定である。		+ 6
具体的な検討を行った。		+ 3		
合計			100	

二酸化炭素削減効果

10 申請にあたっての留意事項

(1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書に記載した内容については、福島県の許可なく変更することはできない。

(2) 交付申請

申請者は申請にあたり、交付申請書を知事に提出しなければならない（申請手続は交付規程を参照のこと）。補助金の交付申請にあたり補助金の対象となる費用は、事業実施期間に行われる事業で、かつ当該期間中に支払が完了するものとなる。

(3) 交付決定

福島県は、提出された交付申請書の内容について、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

- ① 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- ② 補助対象経費には、国から他の補助金（負担金、利子補給並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の補助経費を含まないこと。
- ③ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(4) 事業の開始について

補助事業者は、知事からの交付決定を受けた後に事業を開始すること。

補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては、契約・発注日が交付決定日以降となるよう注意すること。また、業者発注にあたっては、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。

なお、福島県は、事業が適切に行われていることを確認するために、必要に応じて現地調査等を行う。

(5) 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする時（ただし、軽微な変更を除く。）は、計画変更承認申請書を知事に提出し承認を受ける必要がある。

また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を知事に提出し、承認を受ける必要がある。

そのため、補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合は、必ず事前に福島県担当者まで相談すること。

(6) 完了実績報告及び書類審査等

補助事業が完了した時は、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を福島県宛てに提出すること。

福島県は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地審査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(7) 補助金の支払い

補助事業者は、交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。その後、福島県から補助金を支払う。

(8) 不正に対する交付決定の解除等

申請書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとる場合がある。

(9) 定期報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の定期報告書を知事に提出すること。

本事業を広く周知する目的で事業内容を公表する場合があることを理解し、協力すること。

1.1 その他留意事項等

(1) 補助金の経理について

補助金の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておくこと。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるように保存しておくこと。

(2) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があるが、その場合、根拠となる資料を提出すること。

（3）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ福島県の承認を受けること。

なお、福島県の事前の承認を受けずに取得財産を処分した場合、補助金の返還を求められることがあるため留意すること。

また、取得財産等には、下記の例に従い環境省及び福島県による補助事業である旨を明示すること。

「この設備は福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業：環境省補助）により整備しました。」

別表第1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費で</p>

		一般管理費	<p>あつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、給与・職員手当等（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、手数料、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
号	区 分	率										
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%										
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%										
3	1億円を超える金額に対して	4.5%										

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		給与・職員手当等		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。

	会議費		この費目から支弁される会議のための茶菓料。
	旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
	役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
	手数料		この費目から支弁される事務手続のために必要な試験・検査手数料、収入印紙（許可申請に添付するもの）等をいう。ただし金融機関に対する振込手数料の計上は不可とする。
	委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
	使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

申請手続の流れ

